

合併のお知らせ

このたび、富山信用金庫及び上市信用金庫の両信用金庫は、平成23年2月を目処として、対等の立場で合併することで合意いたしました。

両信用金庫は、富山市を中心に射水市、上市町等に店舗を置き、永年にわたり各々の営業地域において、信用金庫としての役割である地域金融の円滑化を通して、地域経済及び社会の発展に寄与することに邁進してまいりました。

こうした共通の経営理念と目的を持つ信用金庫同志が、各々の営業基盤と経営資源とを統合することで、地域金融機関としての総合力を一層強化し、もって経営の健全性と信頼性を更に高め、地域の皆様のより多様かつ高度な金融ニーズにお応えすべく、合併に向け協議してまいりました。

本合併を機に、より皆様に信頼されご期待にそえる信用金庫として、また真に地域に必要とされる信用金庫となりますよう、なお一層の努力をしていく所存でございます。

今後は、順次所定の合併手続きを進めるとともに、お客様をはじめ各方面の方々のご協力を得て、一日も早く合併効果が発揮できるよう、役職員一同一丸となって努力する覚悟でございますので、どうか本合併の趣旨をご理解いただき、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

平成22年4月22日

上市信用金庫 理事長 加納善信

合併趣意書

このたび、富山信用金庫と上市信用金庫の両信用金庫は、平成23年2月を目処として対等の立場で合併することで合意いたしました。

我々信用金庫ならびにお取引先である中小零細企業の経営を取り巻く環境は大きく変化しており、また先行きも不透明なことから、しばらくは厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況の中、我々信用金庫が地域密着型金融を強化、すなわち地域の事業再生と中小企業金融の円滑化を推し進めてゆくとともに、お客様の多様化するニーズに応え、ご満足いただける金融サービスを今後も提供してゆくためには、時代の変化を敏感にとらえ経営の変革を図ることが不可欠であると考えております。

両信用金庫は、創業以来の長い歴史の中で、経営努力と地域からのご支援の下、それぞれに地域のお客様から「健全な金融機関」と評価、信頼していただき今日に至っていると自負しております。しかしながら、時代の変化を踏まえて将来を見据えると、個々の信用金庫でさまざまな経営課題に対処していくよりも、同じ経営理念、目的を持った信用金庫同士が手を携え、その英知を結集することによって、地域のお客様の多様化するニーズに的確に対応することができ、また経営基盤を強化することができるという共通認識を得、合併の合意に至りました。

今回の合併は、単なる規模の拡大を求めるものではなく、お客様に提供する金融サービスの充実等を図るためのものであり、その目的とポイントは次のとおりと考えております。

(1) 中小企業金融の円滑化と健全かつ強固な経営基盤の構築

スケールメリットを生かした効率経営によって収益力を強化することにより、地元中小企業の方々に対する円滑な資金供給を図るとともに、健全かつ強固な経営基盤の構築が可能となります。

(2) お客様のニーズに即した金融商品・金融サービスの提供

両信用金庫の有する職員の再配置等による人材の有効活用を図ることにより、多様化するお客様のニーズに対応した、質の高い金融商品・金融サービスの提供が可能となります。

(3) 店舗ネットワークの有効活用

県中央部において隣接した両信用金庫の店舗網が、面としてのネットワークとなることから、お客様の利便性が向上するなど有効に活用できます。

以上のように、合併後発足する信用金庫といたしましては、更なる経営体質の強化を図り、地域金融機関として確固たる経営基盤を構築し、お客様の利便性向上と地域社会の発展に貢献していく所存であります。

今後は、順次所定の合併手続きを進めるとともに、お客様をはじめ各方面の方々の協力を得て、一日も早く合併効果が発揮できるよう、役職員一同一丸となって努力する覚悟でございますので、どうか本合併の趣旨をご理解いただき、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

平成22年4月22日

富山信用金庫 理事長 山地 清
上市信用金庫 理事長 加納 善信

合併の基本事項

1. 合併期日 平成23年2月を目処とする。
2. 合併の方法 対等合併とし、合併手続上は富山信用金庫を存続金庫とする。
3. 名称 富山信用金庫とする。
4. 合併後の本店・本部 本店：現 富山信用金庫の本店とする。
本部：現 富山信用金庫の本部とする。
5. 合併後の役員 理事長は、山地 清（現 富山信用金庫 理事長）とする。
その他の役員については、別途協議する。
6. その他合併の主要事項
 - (1) 合併金庫の出資 合併比率は対等とし、出資1口の金額は500円とする。
 - (2) 合併の効力 平成22年10月に開催予定の臨時総代会決議および北陸財務局長の認可を条件とする。
 - (3) 合併準備委員会 合併に関する細目を協議するため、合併準備委員会を設ける。